

(第50期定時株主総会招集ご通知添付書類)

第50期報告書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

事	業	報	告									
連	結	貸	借	対	照	表						
連	結	損	益	計	算	書						
連	結	株	主	資	本	等	変	動	計	算	書	
貸	借	対	照	表								
損	益	計	算	書								
株	主	資	本	等	変	動	計	算	書			
会	計	監	査	人	の	監	査	報	告	書	謄	本
監	査	役	会	の	監	査	報	告	書	謄	本	

株式会社 セゾン情報システムズ

(添付書類)

事業報告

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益が底堅く推移しながらも、海外における貿易摩擦の長期化を要因とした景気減速の影響による停滞感が否めない状況にあります。

当社グループが属する情報サービス業界は、「ビッグデータ」、「IoT (Internet of Things)」、「ブロックチェーン」、「RPA (Robotic Process Automation)」、「AI (人工知能)」等、ITイノベーションの普及浸透により、DX (デジタルトランスフォーメーション) が求められる時代を迎えております。デジタル化の進展によって、新たな期待・需要が高まるとともに、お客様のニーズも「所有から利用へ」と変化するなか、クラウドに代表されるサービス型ビジネスへの転換が進んでおります。一方で、このような状況のもと優秀な技術者の不足及び高コスト化等、重要な事業リソースに係る課題も顕在化しており、最新テクノロジーやITイノベーションに対応できる優秀な技術者の育成及び確保が急務となっております。

このような経営環境のもと当社グループは、新たな事業構造への変革を推し進めるため、当連結会計年度を初年度とする3カ年の中期経営計画を策定し遂行しております。当社グループはこれまで、システム開発、データセンターを活用した情報処理サービス、「HULFT (ハルフト)」「DataSpider」を中心としたパッケージ製品の販売及びサポートサービス等を提供してまいりました。これら既存領域の徹底した生産性向上による収益性の向上を図るとともに、パッケージ製品のサービスビジネス化や更なるグローバル展開、最新テクノロジー（「IoT」、「ブロックチェーン」、「RPA」、「AI」等）の研究開発及び活用、さらに全社的な技術戦略を推進する人材の育成等を推し進めております。そして、新たな市場・お客様に対しサービス展開し、既存のお客様に新規技術を適用したサービスを提供することで、更なる事業の成長を目指しております。当社の強みである「HULFT」「DataSpider」を有力SaaSと関連システム間のデータ連携に適用することで柔軟性を担保し生産性

向上につなげるデータ連携サービス等を提供しており、当データ連携サービスは順調に推移し、事業の幹と呼べる規模に立ち上がりました。また、働き方改革の推進、教育研修制度の刷新、全社横断活動の推進も継続しており、社内の生産性の向上や変化に適応できる組織変革につなげております。

当連結会計年度における当社グループの業績は、主として下記（Fintechプラットフォーム事業）に記載の大型システム開発案件の完了が前期にあったことから、減収減益となりましたが、計画は上回りました。売上高は23,641百万円（前連結会計年度比22.2%減）、営業利益は2,332百万円（同46.5%減）、経常利益は2,345百万円（同46.0%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,034百万円（同52.9%減）となりました。また、前連結会計年度の報告セグメントにおいて「その他」に分類表示していた株式会社フェスは、2018年1月4日付で全株式を譲渡し、連結の範囲から除外しており、当連結会計年度において、「その他」の記載はありません。なお、個別注記表の「9. 重要な後発事象に関する注記」に記載しておりますとおり、当社は2019年4月1日付で株式会社アプレzzoを吸収合併しております。

当連結会計年度におけるセグメント別の業績は次のとおりであります。以下、セグメント間取引については相殺消去しておりません。

なお、中期経営計画において新技術・新領域への事業展開を掲げていることから、事業構造の変革を体現するため、当連結会計年度より、従来の「カードシステム事業」を「Fintechプラットフォーム事業」に、従来の「流通・ITソリューション事業」を「流通ITサービス事業」に名称変更をしております。

（Fintechプラットフォーム事業）

売上面においては、新技術・新領域への事業展開はパブリッククラウド化へのインフラ環境構築などの進展もありましたが、前連結会計年度において十数年にわたり継続していた大型システム開発案件が完了したこと及び同システム開発完了に伴う情報処理サービスの減少等により、当連結会計年度のFintechプラットフォーム事業の売上高は11,432百万円（前連結会計年度比30.4%減）となりました。

利益面においては、前述の大型システム開発案件が完了したこと、旧システムの運用コスト大幅低減による一時的な高利益率状態が解消されたこと等により、当連結会計年度の営業利益は1,760百万円（同52.5%減）となりました。

(流通 I T サービス事業)

本事業は、システム開発中心からサービス提供中心へ事業モデルを変革する途上
にあり、売上面においては、システム開発案件を当社の強みを活かせる案件に限定
し、データ連携サービスの積極的な事業展開を進めた結果、案件が順調に増加した
こと等により、当連結会計年度の流通 I T サービス事業の売上高は4,564百万円（同
1.0%増）となりました。

利益面においては、システム開発案件を限定しデータ連携サービスが順調に増加
しているため利益率が改善しておりますが、事業モデル転換への継続的な取り組み
による販売費及び一般管理費の増加等により、当連結会計年度の営業利益は108百万
円（同21.8%減）となりました。

(H U L F T 事業)

データ連携プラットフォームのデファクトスタンダードである当社の主力製品
「H U L F T」の累計出荷本数は、前連結会計年度末から約8,000本増加し約204,900
本となり、導入社数は前連結会計年度末から約440社増加し9,600社を超えました。

売上面においては、「H U L F T」「DataSpider」等のライセンス販売が堅調に
推移するとともに、月額の利用サービスやサポートサービス販売等ストック型ビジ
ネスの割合が増加したこと等により、当連結会計年度のH U L F T 事業の売上高は
7,662百万円（同4.4%増）となりました。

利益面においては、「H U L F T」「DataSpider」の売上が順調に推移したこと
及び製品維持コスト等の削減により、当連結会計年度の営業利益は1,545百万円（同
38.1%増）となりました。

セグメント別売上高（連結）

区 分	第49期 (2017年4月から 2018年3月まで)	第50期 (2018年4月から 2019年3月まで)	増減率
Fintechプラットフォーム 事業	16,432百万円	11,432百万円	△30.4%
流通ITサービス事業	4,518	4,564	1.0
H U L F T 事業	7,340	7,662	4.4
そ の 他	2,958	—	—
合 計	31,250	23,658	△24.3
調 整 額	△856	△16	—
連結損益計算書計上額	30,393	23,641	△22.2

(注) 調整額は、セグメント間の振替高及びセグメント間取引の相殺消去であります。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は938百万円であり、その主なものは、「H U L F T」等の販売用ソフトウェアの開発であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、合併等企業再編行為等

該当事項はありません。

なお、個別注記表の「9. 重要な後発事象に関する注記」に記載しておりますとおり、当社は2019年4月1日付で株式会社アプレッソを吸収合併しております。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第47期 (2016年3月期)	第48期 (2017年3月期)	第49期 (2018年3月期)	第50期 (当連結会計年度) (2019年3月期)
売上高(百万円)	29,792	31,024	30,393	23,641
経常利益(百万円)	2,569	3,177	4,341	2,345
親会社株主に帰属する 当期純利益(△純損失)(百万円)	△6,094	2,366	4,315	2,034
1株当たり 当期純利益(△純損失)(円)	△376.22	146.10	266.42	125.56
総資産(百万円)	23,312	22,283	20,945	20,640
純資産(百万円)	4,971	7,446	11,527	13,084

(注) 1株当たり当期純利益(△純損失)は期中平均株式数で算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第47期 (2016年3月期)	第48期 (2017年3月期)	第49期 (2018年3月期)	第50期 (当事業年度) (2019年3月期)
売上高(百万円)	26,863	27,948	28,238	23,582
経常利益(百万円)	2,088	4,080	4,527	3,209
当期純利益(△純損失)(百万円)	△6,347	3,399	4,718	2,273
1株当たり 当期純利益(△純損失)(円)	△391.82	209.85	291.26	140.35
総資産(百万円)	23,183	22,315	21,727	21,277
純資産(百万円)	4,226	7,629	11,867	13,439

(注) 1株当たり当期純利益(△純損失)は期中平均株式数で算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
世存信息技术(上海)有限公司	500百万円	100%	システム受託開発、パッケージ販売
株式会社アプレッソ	267百万円	100%	パッケージソフトウェア開発・販売
HULFT Pte. Ltd.	100万 シンガポールドル	100%	パッケージソフトウェア販売
HULFT, Inc.	1,450万 米ドル	100%	パッケージソフトウェア開発・販売

(注) 当社は、2019年4月1日付で株式会社アプレッソを吸収合併しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、2018年度を初年度とする3カ年の中期経営計画を策定し、既存事業の徹底した生産性向上によって収益性の向上を実現するとともに、新たな市場・顧客へより収益性の高い事業を展開して、更なる事業の成長を目指しております。対処すべき課題にあたるこの中期経営計画実現のための、主な戦略及び施策は以下のとおりです。

① New Businessの創出

当社の強みである「つなぐ」技術をキーにした新技術・新市場への製品・サービス創出をテーマに掲げ、Fintechプラットフォーム事業では、DMP (Data Management Platform) サービスを立ち上げ、分断された企業内データを集積、AI分析、活用するインフラの提供に取り組みます。流通ITサービス事業は、1年目に事業として成長した各種データ連携サービスに注力し、提供範囲の拡大に取り組みます。HULFT事業は、お客様のデータ利活用を深化させるData Catalog製品や、業務アプリケーションのクラウドシフトに適応する新製品を開発し、新マーケットの創造に取り組んでまいります。

② HULFT事業の成長加速

ホワイトスペースの開拓及びブランド力の強化に注力してまいります。自社の強い市場セグメントや競合が少ない市場セグメントにフォーカスしてホワイトスペース開拓を推進する他、マーケティング活動を強化し、ブランド認知の向上に取り組んでまいります。安心・安全基盤を盤石にして、時代に適応した魅力ある新製品をタイムリーにリリースし、同時に製品統廃合によりコスト最適化を実施します。また、全事業部門において、様々なデータ連携、開発でHULFT製品群を活用したデータ連携サービス等の事業を拡大し、海外事業においては、製造業を共通ターゲットに製品サービス売上の確保に努めつつ、iPaaS市場への参入を図ってまいります。

③ 新技術への対応と開発力強化

テクノベーションセンターによる先行R&Dと開発標準化を図るとともに、注力分野での実案件創出に取組み、新しい発想のサービスモデル提案活動を活性化させ、テクノベーションセンターを中心に検討・事業化するプロセスの整備に取り組んでまいります。各プロジェクトを可視化させるフレームを強化・効率化のうえ、プロジェクトマネジメント力を強化する取組みを再度実施いたします。また、株式会社アプレッソとの合併、海外現地法人開発部門との連携により、それぞれの得意領域を最大化できるような製品開発体制の確立に取り組んでまいります。

④ 仕事改革と生産性の向上

生産性モニタと健康経営をテーマに設定して、引き続き教育研修カリキュラムを充実させ、ローテーションによる適所適材のリソース配分と、RPAによる業務自動化を継続し労働時間削減を目指します。「こころ」「からだ」「仕事」の質を向上させる環境・機会を社員に提供し、バランスの取れた健康な状態の維持に取り組みます。また、各自の日常業務が持つ社会貢献上の意義を改めて振り返り、共有し合うことで、多種多様な人材が相互尊重のもと、求心力をもって協働する職場環境作りに取り組んでまいります。

⑤ 変化に適応するバイモーダルな組織風土への自己変革

お客様業務知識を活かした先端技術の適用に取り組み、当社事業の根幹となる業務知識の継承による安全安心の維持と、同時にテクノロジーセンター主体の技術教育によるスピード・柔軟性を習得することで、お客様にとっての付加価値を高めることに取り組んでまいります。組織横断コミュニケーションの実現も継続し、全社横断活動の推進や階層を越えたTwo Way Communicationの定着に取り組んでまいります。また、コーポレートガバナンスの更なる強化に努め、高いレベルでの説明責任を果たすことに取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

- | | |
|-------------------|---------------------------------------------------------------|
| Fintechプラットフォーム事業 | クレジット業界向けにシステムの開発・運用を行っております。 |
| 流通ITサービス事業 | 流通・サービス業界向けにシステムの開発・運用及びデータ連携サービス等の提供を行っております。 |
| H U L F T 事業 | データ連携プラットフォーム「HULFT」等のパッケージソフトウェアの販売・保守及びシステムの開発等の提供を行っております。 |

(6) 主要な営業所等 (2019年3月31日現在)

① 当社

本社 東京都港区
深川センタ― 東京都江東区
西日本事業所 大阪府大阪市
中部事業所 愛知県名古屋市
E M E A 事業所 グレートブリテン及び北アイルランド連合王国 ロンドン

(注) 2019年3月31日付で、九州サテライトオフィス (福岡県福岡市) を閉鎖いたしました。

② 子会社

世存情報技術 (上海) 有限公司 本社 中国 上海
株式会社アプレッソ 本社 東京都港区
H U L F T P t e . L t d . 本社 シンガポール
H U L F T , I n c . 本社 アメリカ合衆国 カリフォルニア州

(注) 当社は、2019年4月1日付で株式会社アプレッソを吸収合併しております。

(7) 従業員の状況 (2019年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
773名	5名減

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員を含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
686名	4名減	41.6歳	12.6年

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員を含んでおりません。
2. 従業員数には、当社から他社への出向25名を除いております。
3. 従業員数には、嘱託・契約社員を含めております。
4. 従業員数には、他社から当社への出向者を含めております。

- (8) 主要な借入先の状況 (2019年3月31日現在)
金融機関からの借入金はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2019年3月31日現在)

- | | |
|---------------|---------------------------|
| ① 発行可能株式総数 | 60,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 16,200,000株 (自己株式446株を含む) |
| ③ 株主数 | 3,481名 |
| ④ 大株主 (上位10名) | |

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
株 式 会 社 ク レ デ ィ セ ゾ ン	7,588,000	46.84
イ ー シ ー エ ム エ ム エ フ	2,488,800	15.36
J. P. MORGAN SECURITIE S PLC FOR AND ON BEHAL F OF ITS CLIENTS JPMSP R E C L I E N T A S S E T S - S E G R A C C T	2,000,000	12.35
イ ー シ ー エ ム マ ス タ ー フ ア ン ド エ ス ピ ー ブ イ ワ ン	857,028	5.29
株 式 会 社 イ ン テ リ ジ ェ ン ト ウ ェ イ ブ	500,000	3.09
セ ゾ ン 情 報 シ ス テ ム ズ 社 員 持 株 会	358,820	2.21
大 日 本 印 刷 株 式 会 社	307,500	1.90
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	189,500	1.17
協 和 青 果 株 式 会 社	171,700	1.06
富 士 通 株 式 会 社	80,000	0.49

- (注) 1. 持株比率は、自己株式(446株)を控除して計算しております。
2. エフィッシモ キャピタル マネージメント ピーティーイー エルティーディーから、2019年3月22日付で提出された大量保有報告書(変更報告書)において、2019年3月18日現在で5,345千株を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記「④ 大株主(上位10名)」には含めておりません。
- なお、大量保有報告書(変更報告書)の写しの内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(株)	保有割合(%)
エフィッシモ キャピタル マネージメント ピーティ ーイー エルティーディー	260 オーチャードロー ド #12-06 ザヒーレ ン シンガポール238855	5,345,928	33.00

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況（2019年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	内 田 和 弘	
取 締 役	土 橋 眞 吾	財務経理担当
取 締 役	大 沢 隆	Fintechプラットフォーム事業部長
取 締 役	藤 内 聖 文	コーポレートサービスセンター長（兼）経営推進部長
取 締 役	山 本 善 久	Fintech プラットフォーム事業技術戦略管掌
取 締 役	川 野 忠 明	
取 締 役	鈴 木 孝 一	IPOC株式会社代表取締役社長
取 締 役	吉 田 雅 彦	株式会社P&Aアソシエイツ代表
取 締 役	屋 代 浩 子	フォルシア株式会社代表取締役社長（兼）最高経営責任者（CEO）
常 勤 監 査 役	三 谷 宏 雄	
常 勤 監 査 役	三 宅 信 一	
監 査 役	小 川 憲 久	紀尾井坂テームス総合法律事務所弁護士、山九株式会社監査役
監 査 役	小 林 隆 博	

- (注) 1. 取締役川野忠明氏、取締役鈴木孝一氏、取締役吉田雅彦氏、取締役屋代浩子氏はいずれも、社外取締役であります。
2. 監査役三谷宏雄氏、監査役三宅信一氏、監査役小川憲久氏、監査役小林隆博氏はいずれも、社外監査役であります。
3. 監査役小川憲久氏は、弁護士及び一般財団法人ソフトウェア情報センター理事に從事しており、情報サービス産業に関する知的財産権について相当程度の知見を有しております。
4. 小野和俊氏は、2019年2月28日に常務取締役を辞任いたしました。なお、辞任時における担当はテクノバージョンセンター長、重要な兼職は株式会社アプレzzo代表取締役社長であります。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等である者を除く）及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく賠償責任の限度額は、取締役（業務執行取締役等である者を除く）及び監査役のいずれも300万円または同法第425条第1項に規定される最低責任限度額のいずれか高い額としております。

③ 取締役及び監査役の報酬等の額

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	10名 (4)	159百万円 (24)
監 査 役 (うち社外監査役)	4 (4)	37 (37)
合 計	14	196

(注) 1. 当事業年度末現在の人員数は取締役9名、監査役4名であります。

上記の表における取締役の支給人員には、2019年2月28日に辞任した取締役1名を含んでおります。

2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬等の限度額は、2008年6月13日開催の第39期定時株主総会において年額250百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬等の限度額は、2008年6月13日開催の第39期定時株主総会において年額60百万円以内と決議いただいております。

ロ. 社外役員が親会社及び子会社等から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。

④ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職先と当社との関係

- ・取締役鈴木孝一氏は、IPOC株式会社の代表取締役社長を兼務しております。なお、当社とIPOC株式会社との間に特別な関係はありません。
- ・取締役吉田雅彦氏は、株式会社P&Aアソシエイツの代表を兼務しております。なお、当社と株式会社P&Aアソシエイツとの間に特別な関係はありません。
- ・取締役屋代浩子氏は、フォルシア株式会社の代表取締役社長（兼）最高経営責任者（CEO）を兼務しております。なお、当社とフォルシア株式会社との間に特別な関係はありません。

- ・監査役小川憲久氏は、紀尾井坂テーマス総合法律事務所の弁護士、山九株式会社の監査役を兼務しております。なお、当社と紀尾井坂テーマス総合法律事務所及び山九株式会社との間に特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況
取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（18回開催）		監査役会（13回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 川野 忠明	18回	100.0%	一回	－%
取締役 鈴木 孝一	18	100.0	－	－
取締役 吉田 雅彦	13	92.9	－	－
取締役 屋代 浩子	14	100.0	－	－
監査役 三谷 宏雄	18	100.0	13	100.0
監査役 三宅 信一	18	100.0	13	100.0
監査役 小川 憲久	17	94.4	13	100.0
監査役 小林 隆博	17	94.4	12	92.3

(注) 2018年6月21日開催の第49期定時株主総会において、吉田雅彦氏、屋代浩子氏は新たに取締役に選任され就任いたしました。就任日である2018年6月21日から2019年3月31日までの間における取締役会の開催回数は14回であります。

ハ. 取締役会及び監査役会における発言状況

- ・取締役川野忠明氏、取締役鈴木孝一氏、取締役吉田雅彦氏、取締役屋代浩子氏、監査役三谷宏雄氏、監査役三宅信一氏、監査役小川憲久氏、監査役小林隆博氏は取締役会において議案審議に必要な発言を適宜行っております。
- ・監査役三谷宏雄氏、監査役三宅信一氏、監査役小川憲久氏、監査役小林隆博氏は監査役会において監査の方法その他監査役の職務の執行に関して必要な発言を適宜行っております。

⑤ 独立役員の開示について
独立役員の名等

地 位	氏 名	重要な兼職の状況
取 締 役	川 野 忠 明	—
取 締 役	鈴 木 孝 一	IPOC株式会社代表取締役社長
取 締 役	吉 田 雅 彦	株式会社P&Aアソシエイツ代表
取 締 役	屋 代 浩 子	フォルシア株式会社代表取締役社長（兼）最高 経営責任者（CEO）
監 査 役	三 宅 信 一	—
監 査 役	小 川 憲 久	紀尾井坂テームス総合法律事務所弁護士、山九 株式会社監査役
監 査 役	小 林 隆 博	—

- (注) 1. 川野忠明氏、鈴木孝一氏、吉田雅彦氏、屋代浩子氏は社外取締役であります。
2. 三宅信一氏、小川憲久氏、小林隆博氏は社外監査役であります。
3. 川野忠明氏、鈴木孝一氏、吉田雅彦氏、屋代浩子氏、三宅信一氏、小川憲久氏、小林隆博氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

(3) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	37百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	37百万円

- (注) 当社と会計監査人の間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分出来ませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

④ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

⑤ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

⑥ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑦ 当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の当社の重要な子会社の計算書類監査の状況

該当事項はありません。

(4) 業務の適正を確保するための体制

取締役会において決定した会社法第362条第4項第6号、第5項の定めに基づく「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令（会社法施行規則第100条）で定める体制」すなわち内部統制システムの整備に関する基本方針の概要は①～⑩のとおりです。（最終改訂 2019年3月12日）

当社は、本基本方針に基づく内部統制システムの整備状況を絶えず評価し、必要な改善措置を講じるほか、本基本方針についても、経営環境の変化等に対応して不断の見直しを行い、一層実効性のある内部統制システムの整備に努めてまいります。

① 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会等の重要な会議の議事録のほか、「職務権限規則」に基づき決裁された文書、各種契約書、その他職務の執行に係わる重要情報を文書化（電子文書を含む）し、「文書管理規程」の規定に基づき適切に保存・管理・廃棄を行っております。

② 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、法務、経営、風評、財務、事業、品質、人、災害、システム等のリスクを総合的に管理するため、経営企画担当部門を主管とし、「リスク管理規程」を定め、これらリスクを特定・評価したうえで、必要な予防・軽減策を講じ、当社の企業価値の保全と業務の円滑な運営を図っています。

当社は、特定の顧客の動向、特定の商品への依存、事業部門において推進中の大規模・重要プロジェクト、事業収益上の課題等を事業リスクととらえ、取締役会や代表取締役による月次レビューにおいて業務執行状況を確認し、リスクマネジメント課題に対応しています。

また、情報システム障害、情報セキュリティ事故、開発プロジェクトリスク等を信用につながるリスクととらえ、「品質方針」「情報セキュリティ基本方針」「個人情報保護方針」を定め、これらの方針の下、品質向上担当部門は、規程、細則、ガイドライン等を整備し、各部門におけるマネジメントシステムの運営を統括しています。

開発プロジェクトリスクに関しては、品質向上担当部門を主管とし、顧客提案時及びプロジェクトの要所たるマイルストーンにおいて、技術力・プロジェクト管理能力に秀でた社員から構成されたプロジェクトの第三者レビュー制度を運用し、業務

決裁等と連動させて、実効性あるプロジェクトリスクコントロールを行っています。

販売・製造・購買等の業務プロセスにおけるリスクに関しては、ビジネスサポート担当部門を主管とし、「営業管理規程」「購買管理規程」「業務プロセスマニュアル」等に基づき、各部門の業務プロセスを統制しています。

各部門が取引先と交わす契約リスクに関しては、コンプライアンス担当部門を主管とし、「契約管理規程」等に基づき、契約締結に至る折衝、締結書面等を統制しています。

事業リスク、信用リスク、コンプライアンスリスク、災害リスク等が現実化した場合、「危機管理規程」等に基づき、緊急事態に対応する体制を早期に構築し、被害最小化・拡大防止対策、二次被害防止対策、復旧対策の早期立上げ策等に当たる体制を整備します。

取締役は、万一、リスクが現実化し、重大な損害の発生が予測される場合には、速やかに取締役会、監査役会に報告を行います。

③ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会を毎月開催し、法令において定められた事項や当社または当社グループ全体に影響を及ぼす経営上の重要事項について、「取締役会規則」に基づき意思決定するとともに、その他重要事項や業務執行の状況について報告を受けております。

目標の明確な付与と進捗管理の徹底を通じて市場競争力の強化を図るため、当社グループの中期経営計画を取締役会にて決議し、中期経営計画から、全社、各部、各社毎にブレイクダウンした年度事業計画を策定し、代表取締役による月次レビューにより、事業計画の業績管理と各部の業務執行状況の確認を行っています。

当社は、「組織規則」、「職務権限規則」、「業務分掌規則」をはじめとした規則等により、業務分掌、職位・職務権限、決裁事項、決裁者・決裁権限を明らかにし、取締役の管掌または担当する部門の業務の効率的運営並びに責任体制を確立しています。また、経営会議を設置し、組織の横断的課題を合議し、各部門の業務執行を円滑化しています。

④ 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の取締役会は、当社の「内部統制システムの基本方針」を決定し、実効性ある内部統制システムの構築と法令遵守体制を整備しています。

当社は、コンプライアンスを経営の最重要課題と位置づけ、当社の取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し健全な社会規範の下にその職務を遂行するため、行動規範、並びに、コンプライアンスの基本方針・体制を定める「コンプライアンス規則」を制定しています。

コンプライアンスを統括する最高責任者を社長とし、社長はコンプライアンス業務推進の総指揮を執っています。また、コンプライアンス担当部門を設置し、同部門が全社的なコンプライアンスへの取組みを横断的に統括し、法令遵守教育の実施、法令遵守意識の醸成、守るべきルール of の周知徹底を実施しています。

社内通報窓口をコンプライアンス担当部門、社外通報窓口を顧問弁護士とし、社内外からのコンプライアンスに係わる通報制度を確立しています。

監査役会、監査役及び内部監査担当部門等による監査体制を整え、内部統制システムの構築・運用状況を監視しています。重要な法律問題及びコンプライアンスに関する事項については、顧問弁護士と適宜協議し、助言を受けています。

当社は、市民生活に脅威を与え、健全な企業活動を阻む反社会的勢力とは一切関係を持たず不当な要求には応じない旨を、行動規範及び「コンプライアンス規則」の中で定め、さらに全社員を対象とするコンプライアンス研修を通じて、その周知徹底と浸透を図っています。反社会的勢力との取引を未然に防ぐため、警察等の外部専門機関と連携し、反社会的勢力に関する情報の収集等に努め、新規取引先については事前に、継続取引先については定期的に、反社会的勢力か否かの調査を行っております。

財務報告の信頼性を確保するための内部統制報告体制を構築し、その有効かつ効率的な運用及び評価を行っております。

当社は、取締役会が一定の事項について経営判断を行うにあたり、当社や当社の株主共同の利益に適切な配慮がなされるよう確保し、より経営の透明性、公正性を確保していくことを目的として、取締役会の諮問機関として、当社の経営陣から独立した当社独立社外取締役、当社独立社外監査役又は独立した当社外の有識者により構成されるガバナンス委員会を設置しています。

当社の取締役、代表取締役及び監査役の選解任又は選定・解職、並びに当社の取締役及び代表取締役の報酬等の公正性、客観性及び透明性を確保し、向上することを目的として、代表取締役、及び社外取締役で構成される指名・報酬委員会を設置しています。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 当社の子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、「子会社等管理規則」を定め、子会社の自律性を尊重しつつ、子会社の内部統制システムの構築及び有効な運用を支援、管理し、当社グループ全体の業務の適正を確保しています。経営企画担当部門長は、「子会社等管理規則」に従い、子会社より経営状況の報告を受けております。

当社は、子会社の役員、取締役、監査役等が、内部監査担当部門または監査役からの情報提供依頼に対し、迅速かつ円滑に情報提供することができる体制を整えております。

ロ. 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「リスク管理規程」に則り、経営企画担当部門を主管に、子会社のリスクを特定・評価し、リスクの予防・軽減活動を講じ、子会社の企業価値の保全と業務の円滑な運営を図っております。

当社は、子会社における法務、経営、風評、財務、事業、品質、人、災害、システム等のリスクに関し、必要に応じ、当該子会社と事業上密接なかかわりを持つ事業部門・センター部門及び当該リスクに関する当社主管部門が子会社と連携し対応しております。

ハ. 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社における自律的な経営判断が行われるよう、「子会社等管理規則」に従い子会社の指導育成を図り、子会社の管理を行う経営企画担当部門が子会社の取締役会にオブザーバーとして出席し、当社代表取締役による子会社の業務執行状況に関する月次レビューを実施する等、子会社に対するガバナンスとモニタリング体制を確立しております。経営企画担当部門長は、子会社の重要事項の決定について事前協議を受けるものとし、必要のある場合は当社所定の決裁機関による承認を得るものとしております。

ニ. 当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、子会社において「コンプライアンス規則」等を定め、それぞれの子会社の経営責任者を当該子会社のコンプライアンスを統括する最高責任者とし、ま

た、それぞれの子会社においてコンプライアンスに関する主管部門を定め、当社の経営企画担当部門及びコンプライアンス担当部門と連携してコンプライアンス体制を確立しています。また、当社の内部監査担当部門は、「内部監査規程」「子会社等管理規則」に基づき子会社の監査を実施し、その業務の適正を確保しています。

また、万一、法令等に違反またはそのおそれの高い事例を発見した場合の通報手段として、当社子会社の社員、取締役、監査役等も利用可能な内部通報制度を整備しています。

- ⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、内部監査担当部門から監査役の職務を補助すべき使用人を1名以上発令します。当該使用人は、内部監査業務と監査役補助業務を兼務しますが、監査役からの指揮命令権を優先します。

- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役の職務を補助すべき使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分については、あらかじめ監査役の同意を得てから実施します。

- ⑧ 次に掲げる体制その他当社の監査役への報告に関する体制

イ. 当社の取締役及び会計参与並びに使用人が当社の監査役に報告をするための体制

当社の監査役は、取締役会や代表取締役による各部・子会社の月次レビュー等の重要会議に出席し、業務執行を担当する取締役及び使用人から、経営の状況、事業の遂行状況、財務の状況、リスク及びリスク管理の状況、事故・トラブル・不正・苦情等を含むコンプライアンスの状況について報告を受け、関連資料を閲覧します。また、取締役の決裁状況も電磁的に閲覧します。

当社の取締役及び使用人は、当社及び当社グループ全体に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、あるいは取締役・使用人の職務遂行に関する不正行為、法令、定款に違反する重大な事実が発生する可能性、もしくは発生した場合はその事実について、監査役に対し速やかに報告します。

- ロ. 当社の子会社の取締役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

当社の監査役は、子会社の取締役会や当社代表取締役による子会社の月次レビュー等の重要会議に出席し、業務執行を担当する子会社の取締役及び使用人から、当該子会社の経営の状況、事業の遂行状況、財務の状況、リスク及びリスク管理の状況、事故・トラブル・不正・苦情等を含むコンプライアンスの状況について報告を受け、関連資料を閲覧します。また、子会社の取締役の決裁状況も電磁的に閲覧しております。

当社の子会社の取締役、監査役及び使用人は、当該子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、あるいは当該子会社の取締役、監査役、または使用人の職務遂行に関する不正行為、法令・定款に違反する重大な事実が発生する可能性がある、もしくは発生した場合は、その事実について、当社の経営企画担当部門及びコンプライアンス担当部門に対しこれらを速やかに報告しております。また、内部通報制度の担当部署は、当社の監査役に対し、内部通報の状況について定期的に報告をしております。

- ⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役へ報告を行った者が当該報告をしたことを理由として当社または子会社において不利な取り扱いを受けないことを確保するための制度を整備しております。

- ⑩ 当社の監査役の仕事の執行について生じる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役会または常勤監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の仕事の執行に必要でないとして認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。監査役会が独自の外部専門家（弁護士、公認会計士等）を監査役のための顧問とすることを求めた場合、当該監査役の仕事の執行に必要でないとして認められた場合を除き、その費用を負担します。また、当社は監査役の仕事の執行について生ずる費用を支弁するため、毎年、一定額の予算を設けます。

⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査役は、代表取締役、監査法人との意思疎通を図るため、それぞれ定期的に意見交換を行います。また、当社の監査役は、職務遂行に必要なと判断したときは、いつでも取締役・使用人に報告を求めることができます。さらに、当社の監査役は、内部監査担当部門の実施する内部監査の報告を受け、連携します。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況)

① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

当事業年度においては、取締役会を18回開催し、法令において定められた事項や当社または当社グループ全体に影響を及ぼす経営上の重要事項について、「取締役会規則」に基づき意思決定するとともに、その他重要事項や業務執行の状況について監視しております。また、取締役会議事録その他の重要な文書が適切に管理されていることを確認しております。

② 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制について

当事業年度においては、監査役会を13回開催し、監査役間の情報共有に基づき会社の状況を把握し、経営の妥当性、効率性、コンプライアンス等について定期的に意見交換を行っております。また、取締役会その他重要な会議に出席するとともに、内部監査担当部門の実施する内部監査の報告を受け、経営状況・リスク管理状況等について確認しております。

③ 業務の適正を確保するための体制について

内部監査担当部門は、内部監査計画に基づき、当社の各部門の業務執行及び子会社の業務の監査、内部統制監査を実施し、代表取締役及び監査役へ監査結果の報告を行っております。

④ コンプライアンス体制について

コンプライアンス体制について、教育・研修は、全社員向けに年1度Webにて研修を実施、また、入社時都度のコンプライアンス研修を実施しています。

(5) 会社の支配に関する基本方針

一 基本方針の内容の概要

当社取締役会は、当社株式の大規模買付行為を受け入れるか否かの判断は、最終的には当社株主の皆様判断に委ねられるべきものであると考えております。また、当社は、当社株式について大規模買付行為がなされる場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、大規模買付行為の中には、その目的等から企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が大規模買付行為の内容等を検討し、代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、大規模買付者の提示した条件よりも有利な条件を引き出すために大規模買付者との交渉を必要とするもの等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

したがって、当社取締役会は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定に重大な影響を与える者として不適切であると考えております。そこで、当社は、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定に重大な悪影響が生じることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大規模買付行為を抑止するとともに、大規模買付行為が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様が代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大規模買付行為に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保したりすること、株主の皆様のために交渉を行うこと等が必要であると考えております。

二 基本方針の実現に資する特別な取組みの内容の概要

当社グループが属する情報サービス業界は、「ビッグデータ」、「IoT」、「ブロックチェーン」、「RPA」、「AI」等、ITイノベーションの普及浸透により、DXが求められる時代を迎えております。デジタル化の進展によって、新たな期待・需要が高まるとともに、お客様のニーズも「所有から利用へ」と変化するなか、クラウドに代表されるサービス型ビジネスへの転換が進んでおります。一方で、このような状況のもと優秀な技術者の不足及び高コスト化等、重要な事業リソースに係る課題も顕在化しており、最新テクノロジーやITイノベーションに対応できる優秀な技術者の育成及び確保が急務となっております。

当社は、このような経営環境及び重要な課題を踏まえ、2019年3月期を1年目とする3カ年の中期経営計画を策定し遂行しています。この中期経営計画においては、ビジョン「カテゴリートップの具現！～特定分野においてダントツの存在感を発揮する～」の実現を目指し、長期で飛躍的・非連続的な成長を遂げるためにテーマ「Link the GAPの実践」を掲げ、既存事業の徹底した生産性向上と新技術・新領域ビジネス実現に向けて、5つの重点施策として「New Businessの創出」「HULFT事業の成長加速」「新技術への対応と開発力強化」「仕事改革と生産性向上」「変化に適応するバイモーダルな組織風土への自己変革」を実行し、企業価値を高めるべく経営に取り組んでおります。

三 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの内容の概要

当社は、2014年5月15日開催の取締役会において、企業価値及び株主共同の利益の維持・向上に向けた取組みとしての当社の大規模買付ルールを更新することを決議し、同年6月12日開催の当社第45期定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただきましたが（以下、更新前の大規模買付ルールを「旧ルール」といいます。）旧ルールの有効期間が満了したため、2017年6月22日開催の第48期定時株主総会における承認を得て当社の大規模買付ルール（以下、更新後の大規模買付ルールを「本ルール」といいます。）を更新いたしました。本ルールの概要は以下のとおりです。

当社の発行する株券等の買付行為を行おうとする者のうち、本ルールの対象となる者は、①当該買付者を含む株主グループの議決権割合を28%以上とすることを目的とする買付行為若しくはこれに類似する行為を行おうとする者、又は、②当該買付行為の結果、当該買付者を含む株主グループの議決権割合が28%以上となる買付行為若しくはこれに類似する行為を行おうとする者です。

大規模買付者には、大規模買付行為を開始する前に、当社宛に、本ルールに定められた手続を遵守することを約束する旨等を記載した意向表明書及び当社取締役会が大規模買付行為の内容を検討するために必要と考える情報（以下、「必要情報」といいます。）をご提出いただきます。

当社取締役会は、大規模買付者から必要情報の提供を受けた日から起算して60営業日以内の期間（30営業日を上限として延長することができます。）（以下、「分析検討期間」といいます。）、外部専門家の助言を受ける等しながら、必要情報の分析・検討を行い、当社取締役会としての意見を取りまとめ、公表します。当社取

締役会は、分析検討期間中、必要に応じて、大規模買付者と交渉し、また、株主の皆様に対する代替案の提示を行うことがあります。なお、当社取締役会は、一定の場合には、大規模買付行為に対する対抗措置の発動等に関し、株主総会を招集し、株主の皆様の意思を確認する場合があります。

大規模買付者は、当社取締役会が大規模買付行為に対する対抗措置の発動を行わない旨の決議を行い、又は当社株主総会において大規模買付行為に対する対抗措置の発動に係る議案が否決されるまでの間、大規模買付行為を開始することができないものとします。

大規模買付者が本ルールを遵守しなかった場合、当社取締役会は、法令及び定款の下で可能な対抗措置のうちから、状況に応じ最も適切と判断したものを発動することがあります。他方、当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守している場合には、原則として、大規模買付行為に対する対抗措置を発動する旨の決議を行いません。但し、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合であり、かつ、対抗措置を取ることが相当であると認められる場合には、対抗措置を発動することがあります。具体的な対抗措置として新株予約権無償割当てを行う場合、割当期日における株主に対し、その所有株式1株につき1個の割合で新株予約権が割当てられ、当該新株予約権には、大規模買付者等所定の要件に該当する者（以下、「非適格者」といいます。）は原則として行使できないとする行使条件、及び、非適格者以外の新株予約権者から、当社普通株式1株と引換えに当社が新株予約権を取得できる旨の取得条項等が付されることとなります。また、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、差別的行使条件及び差別的取得条項等を設けることがあります。

当社取締役会は、大規模買付行為に対する当社取締役会としての意見の取りまとめ等を行うに当たり、その判断の公正性を確保するために、業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される特別委員会に対抗措置の発動の是非その他大規模買付行為の是非等に関する諮問を行います。

特別委員会は、当該諮問を受けた場合、当社取締役会に対し、大規模買付行為に対する意見及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他特別委員会が必要と認める情報を提供するよう要求することができます。特別委員会は、外部専門家の助言を受ける等しながら、必要情報及び当社取締役会から提供を受けた情報等の分析・検討等を行い、当社取締役会からの諮問に基づき、特別委員会としての意見を取りまとめ、当社取締役会に対し、対抗措置の発動の是非その他大規模買付行為の是非等に関する勧告を行います。特別委員会は、勧告に際して対抗措置の発動に関

して予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとし、また、その理由を付して、大規模買付行為等に関する株主意思の確認を行うことを勧告することもできるものとします。

当社取締役会は、特別委員会による勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動や大規模買付行為等に関して決議を行います。また、当社取締役会は、①特別委員会が、対抗措置の発動に関して、予め株主総会の承認を得るべき旨の留保を付して勧告を行った場合、若しくは大規模買付行為に関する株主意思の確認を行うことを勧告した場合、又は、②大規模買付行為による当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する侵害が認められるか否かが問題となっており、かつ、当社取締役会が善管注意義務に照らし株主の意思を確認することが適切と判断する場合には、株主総会を招集し、対抗措置の発動その他当該大規模買付行為に関する株主の皆様の意思を確認することができるものとします。株主総会を開催する場合には、当社取締役会は、株主総会の決議に従い、対抗措置の発動等に関する決議を行うものとします。

本ルールの有効期間は、2017年6月22日開催の当社第48期定時株主総会の終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。但し、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会で選任された取締役により構成される取締役会において、本ルールを廃止する旨の決議がなされた場合には、本ルールはその時点で廃止されるものとします。

四 当社取締役会の判断及び理由

上記二記載の中期経営計画は、当社の企業価値・株主共同の利益を向上させるために策定された取組みであり、まさに基本方針に沿うものです。また、本ルールは、当社株式の大規模買付行為が行われる際に、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するための枠組みを設定するものであり、基本方針に沿うものです。

本ルールは、「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を完全に充足していること、2017年6月22日開催の当社第48期定時株主総会の終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとされ、当該株主総会において株主の皆様の本ルールの更新についてお諮りすることを予定していること、対抗措置を発動する一定の場合には、株主意思を確認できるようにしていること等株主意思を重視するものであること、対抗措置の発動に際しては、経営陣から独立した特別委員会に対して、発動の是非等に関して諮問を行うこととされていること等により、その公正性・客観性が確保されているため、当社は、本ルールは、当社株主の共同の利益を損なう

ものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えて
おります。

※ 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産		流動負債	
現金及び預金	8,367,632	支払手形及び買掛金	1,555,235
受取手形及び売掛金	3,135,111	リース債務	46,586
有価証券	721,736	設備関係未払金	57,221
商 品	678	未払費用	879,978
仕 掛 品	73,165	未払法人税等	132,752
貯 蔵 品	3,351	前 受 金	2,673,844
そ の 他	527,843	賞与引当金	882,545
貸倒引当金	△121,336	資産除去債務	65,262
流動資産合計	12,708,183	そ の 他	529,404
固定資産		流動負債合計	6,822,832
有形固定資産		固定負債	
建物及び構築物	645,503	リース債務	97,450
工具、器具及び備品	1,210,287	退職給付に係る負債	315,208
リース資産	142,704	資産除去債務	321,176
有形固定資産合計	1,998,495	固定負債合計	733,836
無形固定資産		負債合計	7,556,668
ソフトウェア	2,977,785	純 資 産 の 部	
の れ ん	349,979	株 主 資 本	13,049,434
そ の 他	97	資 本 金	1,367,687
無形固定資産合計	3,327,863	資 本 剰 余 金	1,454,233
投資その他の資産		利 益 剰 余 金	10,228,094
投資有価証券	496,977	自 己 株 式	△581
敷 金	581,202	その他の包括利益累計額	34,811
繰延税金資産	1,369,482	その他有価証券評価差額金	51,695
そ の 他	163,650	為替換算調整勘定	5,087
貸倒引当金	△4,941	退職給付に係る調整累計額	△21,971
投資その他の資産合計	2,606,372	純 資 産 合 計	13,084,245
固定資産合計	7,932,731	負債純資産合計	20,640,914
資産合計	20,640,914		

※ 単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

連結損益計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

科	目	金	額
売	上		23,641,590
売	上		14,966,994
	原		
	価		
	総		8,674,595
	利		
	益		
販	上		
費	及		
一	び		
般	管		6,341,626
理	理		
費	費		
	業		2,332,968
	利		
	益		
営	業		
業	外		
外	収		
収	益		
	息	1,257	
受	取		
取	配	4,901	
配	当		
金			
		10,697	
投	事		
業	業		
組	合		
運	用		
益			
		1,551	
補	助		
金	収		
入			
		2,724	
持	分		
法	に		
よ	る		
投	資		
利	益		
		6,688	27,820
そ	の		
他			
営	業		
外	費		
費	用		
		7,780	
支	払		
利	息		
		6,969	
為	替		
差	損		
		116	14,866
そ	の		
他			
経	常		2,345,923
利	益		
特	別		
利	益		
		9,950	9,950
投	資		
有	価		
証	券		
売	却		
益			
特	別		
損	失		
		23,968	23,968
固	定		
資	産		
処	分		
損			
税	金		2,331,905
等	調		
整	前		
当	期		
純	利		
益			
		418,397	
法	人		
税	、		
住	民		
税	及		
び	事		
業	税		
		△120,568	297,828
法	人		
税	等		
調	整		
額			
当	期		2,034,076
純	利		
益			
親	会		2,034,076
社	株		
主	に		
帰	属		
す	る		
当	期		
純	利		
益			

※ 単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

連結株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,367,687	1,454,233	8,922,997	△581	11,744,337
当期変動額					
剰余金の配当			△728,979		△728,979
親会社株主に帰属する当期純利益			2,034,076		2,034,076
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	1,305,096	—	1,305,096
当期末残高	1,367,687	1,454,233	10,228,094	△581	13,049,434

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	23,880	△6,790	△234,123	△217,033	11,527,304
当期変動額					
剰余金の配当					△728,979
親会社株主に帰属する当期純利益					2,034,076
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	27,814	11,878	212,151	251,844	251,844
当期変動額合計	27,814	11,878	212,151	251,844	1,556,941
当期末残高	51,695	5,087	△21,971	34,811	13,084,245

※ 単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産		流動負債	
現金及び預金	7,562,148	買掛金	1,586,415
売掛金	3,041,231	リース債務	46,586
有価証券	721,736	未払金	251,994
商品	203	設備未払金	59,120
仕掛品	61,152	未払費用	850,324
貯蔵品	3,351	未払法人税等	130,521
前払費用	612,917	未払消費税等	181,664
未収入金	75,223	前受り金	2,662,608
その他の	1,204	預り金	418,343
貸倒引当金	△40	賞与引当金	853,635
流動資産合計	12,079,130	資産除去債務	65,262
固定資産		その他の	19,683
有形固定資産		流動負債合計	7,126,161
建物	643,877	固定負債	
工具、器具及び備品	1,176,350	リース債務	97,450
リース資産	142,704	退職給付引当金	293,237
有形固定資産合計	1,962,932	資産除去債務	321,176
無形固定資産		固定負債合計	711,864
ソフトウェア	2,296,399	負債合計	7,838,025
電話加入権	0	純資産の部	
無形固定資産合計	2,296,399	株主資本	13,388,114
投資その他の資産		資本金	1,367,687
投資有価証券	400,095	資本剰余金	1,462,360
関係会社株式	2,427,856	資本準備金	1,461,277
長期前払費用	175,330	その他資本剰余金	1,082
敷金	571,913	利益剰余金	10,558,647
繰延税金資産	1,357,976	利益準備金	157,500
その他の	11,141	その他利益剰余金	10,401,147
貸倒引当金	△4,941	別途積立金	820,000
投資その他の資産合計	4,939,371	繰越利益剰余金	9,581,147
固定資産合計	9,198,704	自己株式	△581
資産合計	21,277,835	評価・換算差額等	51,695
		その他有価証券評価差額金	51,695
		純資産合計	13,439,809
		負債純資産合計	21,277,835

※ 単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

損 益 計 算 書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		23,582,461
売 上 原 価		15,328,557
売 上 総 利 益		8,253,903
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,416,333
営 業 利 益		2,837,569
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	3,108	
受 取 配 当 金	362,922	
受 取 手 数 料	5,390	
投 資 事 業 組 合 運 用 益	10,697	
そ の 他	3,710	385,828
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	7,847	
為 替 差 損	5,698	13,545
経 常 利 益		3,209,852
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	9,950	9,950
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	23,886	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	711,595	735,481
税 引 前 当 期 純 利 益		2,484,321
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	337,120	
法 人 税 等 調 整 額	△126,427	210,693
当 期 純 利 益		2,273,628

※ 単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
						別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	1,367,687	1,461,277	1,082	1,462,360	157,500	820,000	8,036,499	9,013,999	△581	11,843,465
当期変動額										
剰余金の配当							△728,979	△728,979		△728,979
当期純利益							2,273,628	2,273,628		2,273,628
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	1,544,648	1,544,648	-	1,544,648
当期末残高	1,367,687	1,461,277	1,082	1,462,360	157,500	820,000	9,581,147	10,558,647	△581	13,388,114

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	23,880	23,880	11,867,346
当期変動額			
剰余金の配当			△728,979
当期純利益			2,273,628
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	27,814	27,814	27,814
当期変動額合計	27,814	27,814	1,572,463
当期末残高	51,695	51,695	13,439,809

※ 単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月8日

株式会社 セゾン情報システムズ

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石川喜裕 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川口泰広 ⑩

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社セゾン情報システムズの2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社セゾン情報システムズ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月8日

株式会社 セゾン情報システムズ

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石川喜裕 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川口泰広 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社セゾン情報システムズの2018年4月1日から2019年3月31日までの第50期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第50期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。なお、財務報告に係る内部統制については取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組み並びに会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和元年5月13日

株式会社 セゾン情報システムズ 監査役会

常勤監査役 三 谷 宏 雄 ⑩

常勤監査役 三 宅 信 一 ⑩

監 査 役 小 川 憲 久 ⑩

監 査 役 小 林 隆 博 ⑩

(注) 監査役三谷宏雄、監査役三宅信一、監査役小川憲久及び監査役小林隆博は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

